

[事案 25-126] 保険料団体扱い遡及請求

・平成 26 年 2 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

集団取扱特約付きの保険について、契約者の集団脱退後においても、保険料には個別料率ではなく集団料率を適用することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 7 月、集団取扱特約（所属集団：A 会）を付して、がん保険に契約した。その後、平成 17 年 4 月に A 会を脱会し、B 会に加入、平成 25 年 3 月付で B 会を脱会したことに伴い、同特約の適用がなくなり、個人契約（個別料率）の適用となった結果、保険料が月額 130 円増額となった。しかしながら、**募集資料**に、「加入年齢で保険料が一生変わらない」「保険料が一生変わらない」と記載されていることから、保険料は終身変わるべきではないと考えるので、これまでに生じた保険料の差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本契約は集団取扱特約を付して成立したものであり、集団を脱退すれば、当該特約が効力を失い、集団料率による優遇がなくなることが本契約の一内容となっている。「加入年齢で保険料が一生変わらない」「保険料が一生変わらない」との文言は、集団の所属員という地位の保有・存続であることを前提とした内容と理解するべきものであり、退職・脱会により地位に変動があった場合までも対象として案内するものではない。

(2) 団体・集団の加入・脱退にもとづく保険料の金額の変更は、個別料率による一定額の保険料から、団体・集団料率にもとづき優遇される分を控除するか否かの違いであると考えれば、そもそも保険料そのものは一定であって変わるものではなく、上記文言と矛盾するものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 約款の規定について

生命保険契約は、附合契約であり、契約内容は約款によって定められ、このことは、契約者が約款の規定を具体的に認識していたか否かにかかわりない。

本契約には「集団取扱特約」が適用されているが、契約者が集団を脱退した時には集団取扱特約は効力を失い、集団取扱特約の効力を失った契約は、以降は普通保険約款約款の規定のみが適用され、保険料率は将来に向かって変更される、と定めている。

2. 組織の変遷について

平成21年2月まではA会として団体扱いの保険料が継続されてきたが、保険会社とA会との間では正式の団体・集団取扱契約は締結されておらず、平成21年3月、B会との間で団体・集団取扱契約が締結されている。したがって、退職者の保険契約につき集団取扱特約の適用がある集団は、現在、B会である。

3. 集団取扱特約の適用について

申立人が、平成 25 年 3 月付で、集団取扱特約の適用される所属集団である B 会を脱会した以上、その時以後は、集団取扱特約は効力を失い、普通保険約款の規定のみが適用されるので、保険料率は将来に向かって変更されることになる。

申立人は、A 会の募集資料に、「加入年齢で保険料が一生変わらない」「保険料が一生変わらない」と記載されているので、当初の保険料が終身継続されるべきであると主張するが、保険料が一生変わらないことと、集団取扱特約の効力が失われて個人契約となることに伴い保険料が増額することとは、別次元の問題であって矛盾するものではない。